

# 通所リハビリテーション 利用料金表 [ 負担割合 1 割 ]

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

## (1) 基本料金

※ 以下の基本料金(①通所リハビリテーション費、②加算項目)については、項目ごとに地域加算<6級地>を含んだ金額を掲載しています。端数処理の関係で実際の請求金額とは若干の誤差が生じますので、予めご了承ください。

※ 『新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価』として、令和3年9月末まで基本料金の0.1%を乗じた金額をご負担いただきます。

### ① 通所リハビリテーション費 ② -1 加算項目 (原則加算)

提供時間	6時間~7時間
介護認定	日額
要介護1	733円
要介護2	871円
要介護3	1,006円
要介護4	1,166円
要介護5	1,323円

加算項目	日額	詳細
科学的介護推進加算	41円	利用者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症等の基本的な情報を厚生労働省へ提出してフィードバックを受け、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど必要な情報を活用している場合
移行支援加算	12円	利用終了者のうち、就労や通所介護へのサービスの移行に至った方が一定割合を超えている場合
リハビリテーション提供体制加算	24円	利用者25名ごとに1名以上のリハビリ専門職が配置されている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	介護職員のうち介護福祉士が70%以上を占める場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)の基本料金の合計額に対し、4.7%を乗じた金額	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1)の基本料金の合計額に対し、2%を乗じた金額	

### ② -2 加算項目 (該当箇所のみ加算)

加算項目	金額	詳細	
入浴介助加算(Ⅰ)	41円/回	入浴した場合	
入浴介助加算(Ⅱ)	61円/回	理学療法または作業療法士が医師との連携のもと、身体の状況や訪問によって把握した自宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を策定し、その入浴計画に基づき自宅の状況に近い環境で入浴介助を実施している場合	
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	開始6カ月以内	857円/月	※(B)イ、(B)ロいずれかの加算になります 施設の医師がリハビリテーションの実施にあたり詳細な指示を出していること、リハビリテーション実施計画書の充実や担当介護支援専門員や他事業所との情報共有を行っていること、利用者ごとのリハビリテーションの実施計画書等の内容の情報を厚生労働省に提出してフィードバックを受け、リハビリテーションに当たり必要な情報を活用していること等細かな要件があります
	開始6カ月以降		
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	開始6カ月以内	891円/月	
	開始6カ月以降	560円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	113円/日	退院退所日・認定日から起算し3カ月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に実施した場合	
生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※開始6か月以内	1,291円/月	生活行為の向上に向けて、自宅など実際の生活場面における評価等を行うため概ね月1回以上の訪問と通所を組み合わせ、リハビリテーションを実施した場合(リハビリテーションマネジメントBを算定している場合に限る)	
中重度ケア体制加算	20円/日	利用者総数のうち、前年度または直近3カ月の要介護3以上の方の割合が30%以上を占める場合	

加算項目	金額	詳細
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算（Ⅰ） ※週2回上限	247円/日	認知症であり、かつリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、退院退所日・認定日から起算し、3カ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合（リハビリテーションマネジメント加算Bを算定している場合に限る）
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算（Ⅱ） ※月4回以上	1983円/月	
若年性認知症受入加算	61円/日	若年性認知症の診断を受けている方が利用した場合
栄養アセスメント加算	51円/月	各職種が協働して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者もしくはご家族へ説明、相談等に応じるとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提供してフィードバックを受け、栄養管理に当たり必要な情報を活用している場合
栄養改善加算 ※原則3カ月間、月2回上限	206円/回	低栄養状態やその恐れのある方に、協働して栄養ケア計画を作成し、必要に応じて管理栄養士等が自宅へ訪問し栄養改善サービスを実施している場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ※6カ月に1回限度	20円/回	利用開始時及び利用中6カ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、利用者に係わる情報を担当介護支援専門員に文書で共有した場合（Ⅱは栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定している場合に限る）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ※6カ月に1回限度	5円/回	
口腔機能向上加算（Ⅰ） ※原則3カ月間、月2回上限	154円/回	口腔機能の低下やその恐れのある方に、協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、看護職員が口腔機能向上サービスを実施している場合（Ⅱは口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出してフィードバックを受け、口腔管理に当たり必要な情報を活用している場合）
口腔機能向上加算（Ⅱ） ※原則3カ月間、月2回上限	165円/回	
重度療養管理加算	103円/回	厚生労働大臣が定める利用者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を実施した場合
送迎を行わない場合の減算	-48円/片道	施設送迎を利用しない場合

（2） その他の料金 ※印は該当時のみ請求

項目	金額	詳細
食費	660円/日	昼食代
日常生活品費	100円/日	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等
教養娯楽費	150円/日	レクリエーションで使用する材料費等
※紙オムツ	100円(税込)/枚	利用した場合のみ
※紙パンツ	170円(税込)/枚	
※尿とりパット	50円(税込)/枚	